

## 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
◎自動車税に係る徴収金の収納事務の委託 (税務課)	1
○保安林の皆伐面積の限度 (治山林道課)	1
○漁船損害等補償法による同意を求め るための事前届出 (漁業管理課)	2
○道路の区域変更 (4件) (道路課)	3
○道路の供用開始 (4件) ( )	3
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 ( )	4
○県営土地改良事業の計画の定め (農業基盤課)	4
○共同施行土地改良事業の計画変更の適否決定 (土佐清水市松尾地区土地改良事業共同施行) ( )	5
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	5
高知県公安委員会告示	
○銃砲刀剣類所持等取締法に基づく猟銃安全指導委員の委嘱	5
入札公告	
○一般競争入札 (和食ダム本体建設工事)の公告 (建設管理課)	6
落札公告	
○落札者等の公告 (総務事務センター)	7

## 告 示

## 高知県告示第368号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき自動車税（普通徴収の方法により徴収するものに限る。）に係る徴収金（以下「徴収金」という。）の収納事務を

次の者に委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

平成24年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

委託業者		委託内容	委託期間
所在地	名称		
東京都千代田区鍛冶町一丁目8番3号	地銀ネットワークサービス株式会社	徴収金の収納事務の取りまとめ	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	直営店舗及び加盟店舗における徴収金の収納事務	〃
東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン	〃	〃
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	株式会社ファミリーマート	〃	〃
愛知県稲沢市天池五反田町1番地	株式会社サークルKサンクス	〃	〃
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	株式会社デイリーヤマザキ	〃	〃
東京都千代田区神田錦町一丁目1番地	ミニストップ株式会社	〃	〃
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ	〃	〃
茨城県土浦市小松二丁目13番1号	株式会社ココストアイースト	〃	〃

神奈川県横浜市中区日本大通17番地	株式会社スリーエフ	〃	〃
群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン	〃	〃
愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号	株式会社ココストア	〃	〃
東京都中央区日本橋一丁目1番1号	国分グローサーズチェーン株式会社	〃	〃
北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地	株式会社セイコーマート	〃	〃

## 高知県告示第369号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成24年度第2次において許可する保安林の皆伐面積の限度を次のとおり定める。

平成24年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

## 保安林の皆伐面積の限度

- 1 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林  
(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
1 室戸地区	室戸市 東洋町	41.70	511.64
2 奈半利川	奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	787.06	194.96
3 安芸川	安芸市 芸西村	283.16	200.54
4 夜須川	香南市	3.80	2.46

5	物部川	高知市の一部 南国市の一部 香美市の一部	775.01	109.64
6	吉野川 上流	南国市の一部 香美市の一部 本山町 大豊町 土佐町 大川 村	1,534.36	86.13
7	鏡川	高知市の一部	163.55	9.00
8	本川地区	いの町の一部	657.78	18.28
9	仁淀川	高知市の一部 土佐市 いの町 の一部 仁淀川 町 佐川町 越 知町 日高村	651.99	126.06
10	新荘川	須崎市 中土佐 町の一部 津野 町の一部	123.64	113.99
11	四万十 川上流	中土佐町の一部 構原町 津野 町の一部 四万 十町の一部	1,553.64	187.27
12	伊与喜 川	黒潮町の一部	48.46	49.44
13	四万十 川	宿毛市の一部 四万十市 四万 十町の一部 三 原村の一部	1,417.48	360.20
14	大方地 区	黒潮町の一部	79.36	78.76
15	松田川	宿毛市の一部	133.16	179.32
16	下ノ加 江川	土佐清水市のう ち下ノ加江 三	97.32	43.16

	原村の一部		
17	土佐清 水地区	土佐清水市（下 ノ加江を除 く。） 大月町	197.54 165.04
計			8,549.01 2,435.89

2 干害防備保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森 林又はその集団の所在地	干害防備保安 林
1 安芸林業事 務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	6.48
2 中央東林業 事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	0.00
3 中央東林業 事務所嶺北 林業振興事 務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	9.06
4 中央西林業 事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	0.84
5 須崎林業事 務所管内	須崎市 中土佐町 構原町 津野町 四万十町	10.70
6 幡多林業事 務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万 十市 大月町 三原村 黒 潮町	6.82
計		33.90

3 保健保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森 林又はその集団の所在地	保健保安林
1 安芸林業事	室戸市 安芸市 東洋町	61.23

務所管内	奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	
2 中央東林業 事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	3.38
3 中央東林業 事務所嶺北 林業振興事 務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	55.94
4 中央西林業 事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	21.88
5 須崎林業事 務所管内	須崎市 中土佐町 構原町 津野町 四万十町	3.94
6 幡多林業事 務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万 十市 大月町 三原村 黒 潮町	0.00
計		146.37

高知県告示第370号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成24年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

安芸郡田野町	西岡 国昭
〃	山本 与志男
〃	小川 隆一

(2) 加入区の名称

田野町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成24年6月1日から同月15日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合田野町支所事務所  
**高知県告示第371号**  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、  
 道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、平成24年6月1日から2週間高知県土木部道  
 路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成24年6月1日  
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町芳生野 字東屋式丙907番か ら 高岡郡津野町芳生野 字鳥居ノ久保乙647 番3まで	前	4.3 } 13.0	268
	後	A	4.3 } 13.0
B		10.6 } 32.6	239
高岡郡津野町芳生野 字東屋式丙907番か ら 高岡郡津野町芳生野 字鳥居ノ久保乙651 番1まで			

**高知県告示第372号**  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、  
 道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、平成24年6月1日から2週間高知県土木部道  
 路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成24年6月1日  
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 須崎仁ノ

3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市浦ノ内出見字 楠木谷1045番1から 須崎市浦ノ内出見字 新崎1403番1まで	前	6.5 } 35.0	558
	後	11.5 } 54.0	558

**高知県告示第373号**  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、  
 道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、平成24年6月1日から2週間高知県土木部道  
 路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成24年6月1日  
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松原窪川
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町仕出 原字曾理田170番イ 地先から 高岡郡四万十町仕出 原字谷屋敷99番2ま で	前	3.3 } 4.6	240
	後	3.6 } 5.3	240

**高知県告示第374号**  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、  
 道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、平成24年6月1日から2週間高知県土木部道  
 路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成24年6月1日  
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宗呂中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市江ノ村字ツ ヨウチノハナ6384番 2から 四万十市間字高市 134番1まで	前	4.9 } 10.6	392
	後	11.3 } 40.5	392

**高知県告示第375号**  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、  
 道路の供用を次のとおり開始する。  
 その関係図面は、平成24年6月1日から2週間高知県土木部道  
 路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成24年6月1日  
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 須崎仁ノ
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
須崎市浦ノ内出見字楠木谷 1045番1から 須崎市浦ノ内出見字新崎 1403番1まで	558	平成24年6月1 日

**高知県告示第376号**  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、  
 道路の供用を次のとおり開始する。  
 その関係図面は、平成24年6月1日から2週間高知県土木部道  
 路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成24年6月1日  
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松原窪川
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日

高岡郡四万十町仕出原字曾理田170番イ地先から 高岡郡四万十町仕出原字谷屋敷99番2 まで	240	平成24年6月1日
--	-----	-----------

高知県告示第377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年6月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宗呂中村
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市江ノ村字ツヨウチノハナ6384番2から 四万十市間字高市134番1まで	392	平成24年6月1日

高知県告示第378号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年6月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町野々川字シモヤシキ421番2	19	平成24年6月1日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の

規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年5月18日から2週間高知県文化生

活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年5月18日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成24年5月18日	特定非営利活動法人元氣おとよ	野田 由美子	長岡郡大豊町川口665番地	この法人は、長岡郡大豊町において住民や民間事業者等の主体的な参加を得ながら、町づくりやひとづくり、地域おこしに関する取り組みを継続的に進めることにより、地域の活性化を推進することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年5月22日から2週間高知県文化生

活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年5月22日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人				
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的	
平成24年5月	変更	特定非営利活	田村 裕	高知市永国寺	この法人は、犯罪等による被害者及

22日	前	動法人 こうち 被害者 支援セ ンター	町6番 16号 永国寺 第2ビル 3階	びその遺族又は家族（以下「被害者等」という。）に対する精神的支援その他各種支援活動を行い、社会全体の被害者支援意識の高揚、被害者等の権利利益の保護並びに被害の早期回復及び軽減に資するとともに、支援活動を通じて地域社会の安全に寄与することを目的とする。
	変更後	〃	〃	この法人は、犯罪等による被害者及びその遺族又は家族（以下「被害者等」という。）に対する法的支援を含む直接支援、精神的支援その他各種支援活動を行い、社会全体による被害者等に対する支援意識の高揚、被害者等の権利利益の保護並びに被害の早期回復及び軽減に資するとともに、支援活動を通じて地域社会の安全に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（西山地区地域ため池総合整備事業（用水施設））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成24年6月1日から同月29日まで
- 3 縦覧場所  
室戸市役所
- 4 その他  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において読み替えて準用する同法第8条第1項の規定により、土佐清水市松尾地区土地改良事業共同施行の行う土地改良事業（土佐清水市松尾地区土地改良事業（区画整理））の計画変更は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類  
(1) 変更後の土地改良事業計画書の写し  
(2) 規約の写し
- 2 縦覧期間  
平成24年6月1日から同月29日まで
- 3 縦覧場所  
土佐清水市役所
- 4 その他  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成24年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成24年3月13日 23高都計第703号	南国市大桶字刈又甲 1750番1	神奈川県横浜市南区永田山王台23番 6号

池本 和夫

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第11号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第28条の2第1項の規定に基づき、次のとおり猟銃安全指導委員を委嘱する。  
なお、委嘱期間は、平成26年5月31日までとする。

平成24年6月1日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

氏名	活動区域
清野 明良	高知地区（高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号。以下「条例」という。）別表に規定する高知県高知警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
公文 昭雄	高知地区
澤田 義信	高知地区
高橋 光明	高知地区
弘瀬 敦夫	高知地区
杉本 慶雄	高知南地区（条例別表に規定する高知県高知南警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
武内 務	高知南地区
谷 巖	高知南地区
永野 博計	高知南地区
弘田 卓司	室戸地区（条例別表に規定する高知県室戸警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
来 暁士	室戸地区
大野 忠康	安芸地区（条例別表に規定する高知県安芸警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
影山 敏夫	安芸地区

清岡東洋夫	安芸地区
田所 謙二	安芸地区
筒井多一郎	安芸地区
岩神 數雄	香南地区（条例別表に規定する高知県香南警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
百田 彰和	香南地区
立仙 光正	香南地区
川村 栄一	南国地区（条例別表に規定する高知県南国警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
西 憲一	南国地区
西岡 正泰	南国地区
上池 英世	香美地区（条例別表に規定する高知県香美警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
小松 良和	香美地区
都築 修幸	香美地区
岩崎 正一	本山地区（条例別表に規定する高知県本山警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
佐賀野智也	本山地区
田岡 征郎	本山地区
高橋 俊介	本山地区
西村 澄雄	本山地区
西本 嘉彦	本山地区
前田 尊博	本山地区
高橋 宗治	いの地区（条例別表に規定する高知県いの警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）

筒井 祥夫	いの地区
森本 雅寛	いの地区
前田 奨	土佐地区（条例別表に規定する高知県土佐警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
松岡 功次	土佐地区
掛水 保男	佐川地区（条例別表に規定する高知県佐川警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
佐藤 良一	佐川地区
山中 一夫	佐川地区
津野 佳功	須崎地区（条例別表に規定する高知県須崎警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
中岡 俊輔	須崎地区
森田 理輝	須崎地区
伊賀 信人	窪川地区（条例別表に規定する高知県窪川警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
竹内 善雄	窪川地区
山田 隆三	窪川地区
岡村 好文	中村地区（条例別表に規定する高知県中村警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
坂本 守裕	中村地区
広井 朋之	中村地区
前田 和良	中村地区
間崎 孝幸	中村地区
増岡 久男	中村地区
稲毛 久男	宿毛地区（条例別表に規定する高知県宿毛警察

	署の管轄区域をいう。以下同じ。）
柴岡 潤	宿毛地区
矢野 憲三	宿毛地区

-----  
入 札 公 告  
-----

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

- (1) 建設工事の名称及び数量  
和食ダム本体建設工事 一式
- (2) 建設工事の特質等  
入札説明書による。
- (3) 完成期限  
平成28年2月29日
- (4) 工事場所  
安芸郡芸西村西谷

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後、知事が別に定める手続に基づく高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者については、この限りでない。  
ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者  
イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手

続開始の申立てを行った者  
ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定調停手続開始の申立てを行った者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者

(3) この入札公告の日から開札の日までの間に、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号高知県土木部長通知）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目2番20号  
高知県土木部建設管理課  
電話番号088-823-9813  
ファクシミリ番号088-823-9263

(2) 入札説明書の交付方法

平成24年6月1日（金）午前9時から同月25日（月）午後5時までの間に高知県入札情報システム（<http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/>）又は高知県建設管理課ホームページ（[http://www.pref.kochi.lg.jp/life/list.php?ctg01\\_id=55](http://www.pref.kochi.lg.jp/life/list.php?ctg01_id=55)）でダウンロードにより交付する。

なお、希望者には、設計図書等を収録したCD-ROMを貸与するので、入札説明書に示した手続により申し込むこと。

(3) 入札及び開札の日時、方法等

ア 入札

(ア) 高知県電子入札システムによる入札

平成24年7月17日（火）から同月25日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の間の高知県電子入札システムの稼働時間中（午前9時から午後8時まで）に同システムより行うこと。

(イ) 紙入札による入札

持参又は郵便等によるものとし、平成24年7月25日午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 開札

平成24年7月26日（木）午前10時から(1)の交付場所において高知県電子入札システムにより行う。

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第9条、第10条及び第39条から第41条までの規定による。
- (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成24年6月25日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。  
なお、紙入札による参加を希望する場合は、紙入札による参加届出書を同日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。
- (4) 入札の無効  
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他高知県契約規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (5) 落札者の決定方法  
この入札は、予定価格(事後公表とする。)の制限の範囲内で、有効な入札を行った入札者を対象者として、低入札価格調査制度を適用するとともに、入札前に施工計画等に関する技術提案を受け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札決定を行う施工体制確認型総合評価方式(技術提案型)により落札者を決定する。
- (6) 手続における交渉の有無  
無
- (7) 契約書作成の要否  
要
- (8) 資格審査に関する事項  
入札説明書による。
- (9) 関連情報入手するための照会窓口  
3の(1)に同じ。
- (10) 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Subject matter of contract: Construction work of the Wajiki Dam
- (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification: 5:00 P.M. on Monday 25 June 2012
- (3) Date and time for bidding (by electronic bidding) : From Tuesday 17 July 2012 to Wednesday 25 July 2012 (9:00 A.M. to 8:00 P.M.; while the system is on)

- (4) Date and time for bidding (by hand or mail) : To arrive by 5:00 P.M. on Wednesday 25 July 2012
- (5) Contact: Construction Management Division, Department of Public Works, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan  
Tel: 088-823-9813 Fax: 088-823-9263

-----  
落 札 公 告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成24年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
平成24年度総務事務集中化システム運用保守委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成24年3月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター・四国情報管理センター株式会社・株式会社ソフテック連合体 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
36,750,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
政令第10条第1項第1号に該当するため